



2018年4月10日

～毎月10日は人権を考える日～

伊曾乃橋 ～交流の架け橋に～

愛媛県人権対策協議会西条支部長 原田 保一

数年前、市報「ふるさと探訪」で伊曾乃橋（通称：メロディー橋）に関する記事がありました。この橋の建設に至る経緯が十分説明されているとは言えないものでした。私は当時、市の担当の一人としてまた部落解放運動の役員としてこのことに深く関わっていましたので、改めて伊曾乃橋を人権フィールドワークの視点から紹介させていただきます。

「伊曾乃橋」は地域改善対策事業の橋梁整備として1983（昭和58）年3月に完成しました。それまでは「一銭橋」と呼ばれていた木の橋でしたが、加茂川の洪水のたびに流失し、その都度、架け替え工事をしなければならないという状況が続いていました。工事期間中は橋を利用する地域住民は不便ですし、市にとっては工事費の負担が発生しますから、コンクリート橋にすることが課題となっていました。しかし、市や多くの人々の努力にもかかわらず、様々な問題があり、実現できていませんでした。では、なぜ今のような歩行者・自転車専用道路としての橋が建設できたのでしょうか。当時のことを知る数少ない関係者の一人として、建設に至るまでの経緯等について紹介し、この橋に込められた想いを知っていただきたいと思います。

1965年（昭和40）年「同和対策審議会答申」は、部落差別は「実態的差別」と「心理的差別」が相互に因果関係を保ち悪循環を繰り返しているとし、差別を解消するためには、この悪循環を断ち切ることでであると指摘しています。その実態的差別の解消を目的として、国は1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、昭和40年代後半からは「心理的差別」を解消する同和教育の取組が全国各地で進められるようになりました。本市においては、「同和地区」指定を行い、生活環境の改善等を中心に様々な同和対策事業が実施されました。事業の進捗に伴い、「なぜ同和地区だけよくなるのか」という「ねたみ意識」が生まれるようになりました。その大きな要因は、同和対策事業に対する無知・無理解と、心理的差別解消のための教育・啓発が不十分であったということです。

私たちの先人は、「部落差別解消」の手段として同和対策事業の実施を求めてきましたが、そのことが理解されず、ねたみ意識の広がりにより差別が一層厳しくなるという現状が生まれました。そのような現状を何とかしなければという想いの中で提案されたのが「伊曾乃橋」の建設でした。

市は運動団体と連携し、同和対策事業を実施することで、長年の課題を解決することができました。また、同和対策事業は国等の補助が多く、市の負担は少なく済む大きなメリットがありました。

橋の完成により、西条まつりには多くの市民が利用しメロディー橋として広く市民に親しまれるようになりましたが、この橋を通して差別をなくしたいという先人の願いが込められている「交流の架け橋」なのです。

一昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し施行されました。部落差別が当たり前の時代から、許されない時代が変わったのだということを強調したいと思います。